

# 入 札 説 明 書

## 水銀安定同位体比測定対応 高分解能マルチコレクタ質量分析装置 据付及び賃貸借業務

[全省庁共通電子調達システム対応]

環境省 国立水俣病総合研究センター

## はじめに

本水銀安定同位体比測定対応高分解能マルチコレクタ質量分析装置据付及び賃貸借業務の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

環境省国立水俣病総合研究センター総務課長 大竹 敦

### 2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 水銀安定同位体比測定対応高分解能マルチコレクタ質量分析装置据付及び賃貸借業務
- (2) 特質等 別添2の仕様書による
- (3) 納入期限等 平成29年3月28日
- (4) 納入場所 熊本県水俣市浜4058-18 環境省国立水俣病総合研究センター
- (5) 入札方法  
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、  
ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。  
イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

### 3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」において、開札時まで「A」、「B」又は「C」級に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

#### 4. 契約条項を示す場所等

##### (1) 契約条項を示す場所

〒867-0008 熊本県水俣市浜 4058-18

国立水俣病総合研究センター 総務課経理係

電話 0966-63-3111 F A X 0966-61-1145

##### (2) 入札説明会の日時及び場所

開催しない。

#### 5. 入札参加表明、入札に関する質問の受付及び提案書の提出について

##### (1) 本件入札に参加する意思がある者は、次に従い、別記様式1の入札参加表明書及び環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写しを提出すること。

また、この入札説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

さらに仕様書に示す仕様等を満たすことを証明する提案書（仕様書に示す項目に関する入札機器の性能等を数値又は具体的な表現で記載すること。様式は任意とするが、技術的要件については対比できるように記載すること。）を作成し、期限までに提出しなければならない。提出された提案書が本センターの交付する仕様書に示す技術的要件の事項（規格・構成及び性能諸元等）に適合しているかを本研究センター担当研究者が審査し、使用目的及び要求仕様を満たすと判断した場合のみ本入札に参加できるものとする。

ア. 提出期限 平成29年1月4日（水）17時まで

（持参の場合は、12時から13時を除く）

イ. 提出場所 4.（1）の場所

ウ. 提出方法 入札に関する質問：持参又はF A Xによって提出すること。

提案書に係る入札参加の可否の回答：

持参又は郵送（提出期限必着）による。ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

##### (2) (1)の質問に対する回答は、平成29年1月10日（火）17時までに入札参加表明者全員にF A Xにより行う。（1）の提案書に対する回答は平成29年1月10日（火）17時までに提出事業者に対してF A Xによる行う。

#### 6. 競争執行の日時、場所等

##### (1) 入札書の提出期限及び提出場所

期限 平成29年1月11日（水）17時まで

場所 4.（1）の場所

##### (2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

（1）の日時までに、環境省入札心得に定める様式2を電子調達システムにより提出した上で入札書を同システムにより提出するものとする。

イ. 書面（持参又は郵送）による入札の場合

環境省入札心得に定める様式3による書面を平成29年1月4日（水）17時までに

4. (1) の場所へ持参又はFAXにより提出すること。

また、環境省入札心得に定める様式1による入札書を下記の方法により提出すること。下記以外の方法（電話、FAX等）による入札は認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

- ・持参により提出する場合は、入札書入りの封筒を提出期限までに持参すること。
- ・郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、入札書入りの封筒を、別の封筒に入れ封皮に「平成29年1月12日開札〔水銀安定同位体比測定対応高分解能マルチコレクタ質量分析装置据付及び賃貸借業務〕の入札書在中」と明記し、提出期限までに4. (1) 宛に到着するよう送付しなければならない。

ウ. 理由の如何によらず入札書が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することができない。

エ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

### (3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

### (4) 開札の日時及び場所

日時	平成29年1月12日（木）14時00分
場所	環境省国立水俣病総合研究センター 会議室 熊本県水俣市浜4058-18

## 7. 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。

## 8. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

## 9. その他

### (1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、環境省ホームページで公表するものとする。

(2) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム (GEPS) ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>

ヘルプデスク 0570-014-889 (ナビダイヤル) 受付時間 平日 8 時 30 分～18 時 30 分

◎ 添付資料

- ・別紙 環境省入札心得
- ・別添 1 契約書 (案)
- ・別添 2 仕様書

平成 年 月 日

入札参加表明書（及び質問書）

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

水銀安定同位体比測定対応高分解能マルチコレクタ質量分析装置  
据付及び賃貸借業務に係る入札への参加を表明します。

- ※1. 平成28・29・30年度環境省競争参加資格書（全省庁統一資格）の審査結果通知書の写しを添付すること。
- ※2. 入札説明書に関する質問がある場合には、質問書（様式は任意）を添付すること。

担当者連絡先

部署名 :

担当者名 :

TEL :

FAX :

E-mail :

## 環境省入札心得 (物品役務 最低価格落札方式)

### 1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

### 2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

### 3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

### 4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式3による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

### 5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官環境省大臣官房会計課長殿と記載）及び「平成29年1月12日開札〔水銀安定同位体比測定対応高分解能マルチコレクタ質量分析装置据付及び賃貸借業務〕の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。また、競争参加資格を証明する書類を開札日時までに提出すること。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

## 7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式4による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

## 8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

## 9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

## 10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であつて、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

## 11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。ただし、郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、支出負担行為担当官が指定する日時において再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

## 12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

## 13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

## 14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

## 15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

# 入 札 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所

会 社 名

代表者役職・氏名

印

(復) 代理人

印

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札  
する場合に、(復) 代理人の記名押印が必要。  
このとき、代表印は不要(委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

## 記

- 1 入札件名 : 水銀安定同位体比測定対応高分解能マルチコレクタ質量分析装置  
据付及び賃貸借業務
- 2 入札金額 : 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

様式2

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者役職・氏名

印

電子入札案件の電子入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加をいたします。

記

入札件名：水銀安定同位体比測定対応高分解能マルチコレクタ質量分析装置  
据付及び賃貸借業務

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者役職・氏名

印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：水銀安定同位体比測定対応高分解能マルチコレクタ質量分析装置  
据付及び賃貸借業務
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由  
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所  
(委任者) 会 社 名  
代表者役職・氏名

印

代理人住所  
(受任者) 所属(役職名)  
氏 名

印

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 水銀安定同位体比測定対応高分解能マルチコレクタ質量分析装置据付及び貸借業務の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

代理人住所  
(委任者) 所属(役職名)  
氏 名 印

復代理人住所  
(受任者) 所属(役職名)  
氏 名 印

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

水銀安定同位体比測定対応高分解能マルチコレクタ質量分析装置  
据付及び貸借業務の入札に関する一切の件

入札辞退届

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

水銀安定同位体比測定対応高分解能マルチコレクタ質量分析装置  
据付及び賃貸借業務に係る入札を辞退します。

担当者連絡先

部署名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

## 契 約 書

支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長 大竹 敦（以下「甲」という。）は、\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）と、「水銀安定同位体比測定対応高分解能マルチコレクタ質量分析装置据付及び賃貸借業務」（以下「業務」という。）について契約を締結することとし、この業務のうち機器等の導入に係る賃貸借（以下「装置」という。）については、乙の責任において、\_\_\_\_\_（以下「丙」という。）をして賃貸させることとして、次の条項により契約を締結する。

## （契約の内容）

- 第 1 条 乙は、別添の仕様書及び提案書に基づき業務を行うものとする。  
なお、乙は、丙をして乙が本契約上に負う債務を負担させるものとし、もし丙が債務を履行しないときは乙自ら当該債務を履行するものとする。
- 2 契約書に明記されていないことがあるときは、甲乙協議して定めるものとする。

## （契約金額）

- 第 2 条 機器の賃貸借に係る月額金は金\_\_\_\_\_円（内消費税及び地方消費税\_\_\_\_\_円）とする。  
前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、契約金額に 105 分の 5 を乗じて得た額である。

## （契約期間、賃貸借期間及び納入場所）

- 第 3 条 契約期間、賃貸借期間及び納入場所は次のとおりとする。  
契約期間 平成 29 年 月 日から平成 31 年 3 月 31 日  
賃貸借期間 平成 29 年 3 月 29 日（予定）から平成 31 年 3 月 31 日  
納入場所 熊本県水俣市浜 4058-18 国立水俣病総合研究センター  
なお、乙は契約締結の日から賃貸借開始の日までに、装置を完全に使用できる状態にし、甲に引き渡すものとする。

## （契約保証金）

- 第 4 条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

## （装置の保守等）

- 第 5 条 乙は、甲が装置を常時正常な状態で使用できるよう、誠意を持って善処しなければならない。
- 2 乙は、帰すべき理由によって装置が故障したときは、乙の負担において、速やかに装置を修理し、又は代替装置の確保等の措置を講ずる等、誠意を持って善処しなければならない。ただし、装置の保守の不完全又は故障が甲の責に起因する場合は、それに要する費用は甲の負担とする。

## （装置の取替、改造、追加、返却及び移転）

- 第 6 条 甲は、装置の取替、改造、追加、返却及び頭書設置場所からの移転（以下「取替等」という。）を行おうとするときは、予め書面をもって乙及び丙と協議するものとする。
- 2 前項の装置の取替等に要する費用負担については、甲乙協議して決定するものとする。
- 3 第 1 項の規定によって賃貸借料その他この契約書記載の契約の内容を変更する必要が生じたときは、この契約の変更を行うものとする。

(他の機械器具の取付)

第7条 甲は、装置に他の機械器具を取付ける必要が生じた場合は、予め書面をもって乙及び丙の承諾を得るものとする。

(装置に使用する補給品)

第8条 甲は、装置に使用する補給品については、装置の規格に合致したものを使用しなければならない。

(善管義務)

第9条 甲は、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

(損害保険)

第10条 丙は、丙の負担において装置に動産総合保険を付保するものとする。

(再委任等の禁止)

第11条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(監督)

第12条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(検査及び引渡し)

第13条 乙は、水銀安定同位体比測定対応高分解能マルチコレクタ質量分析器の据付作業終了後にその旨を書面により甲に通知しなければならない。また、毎月、装置の稼働について当該月分をとりまとめ甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

(契約金額の支払い)

第14条 乙は、毎月末日に甲の機器使用を確認した後、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第15条 甲は、第14条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第17条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第11条、第25条又は第26条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第19条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契

- 約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が第12条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

- 第20条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 3 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第21条 甲は、第18条第2項、第3項又は第19条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第18条第2項、第3項又は第19条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(表明確約)

第22条 乙は、第18条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第23条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(かし担保)

第24条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かしを修補させることができるものとする。

(秘密の保全)

第25条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

(債権譲渡の禁止)

第26条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令(昭和55年政令第22号)第5条第1項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第27条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

この契約の証として、本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 熊本県水俣市浜4058-18  
支出負担行為担当官  
国立水俣病総合研究センター総務課長 大竹 敦

乙

丙

# 仕 様 書

## 水銀安定同位体比測定対応 高分解能マルチコレクタ質量分析装置 据付及び賃貸借業務

平成 28 年 11 月

環境省 国立水俣病総合研究センター

# I 概要説明

## 1. 調達背景及び目的

国立水俣病総合研究センターは、水俣病に関する総合的な調査及び研究並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供を行うこと及びこれらに関連する研修の実施を目的として設置されている。また、水銀に関する水俣条約の締結を受け、世界的な水銀の発生源とその後の動態把握も重要な課題となっている。2010年以降、水銀の発生源推定に水銀安定同位体比を用いる手法が世界的に発展している。安定同位体比の分析には、高分解能マルチコレクタ質量分析計が必要であり、本装置及び周辺機器を設置、賃貸借することとした。調達する装置は、高分解能マルチコレクタ質量分析計に加え、高感度化に必要なインターフェースパッケージと脱溶媒試料導入システム、質量分析計への水銀導入に必要な還元気化試料導入装置とオートサンプラー、およびそれらを制御するソフトウェアから構成される、水銀安定同位体比分析に特化した機器である。

## 2. 調達物品及び構成内訳

水銀安定同位体比測定対応高分解能マルチコレクタ質量分析装置 一式

(構成)

(1) 高分解能マルチコレクタ ICP 質量分析計	1式
(2) インターフェースパッケージ	1式
(3) 還元気化試料導入装置	1式
(4) クリーンベンチ	1式
(5) オートサンプラー	1式
(6) 制御解析装置	1式

以上、搬入・据付・機器調整を含む。

## 1. 概要

### 1. 1基礎概要

- (1)設置条件等に関しては、以下の条件を満たすこと。
  - (1-1)調達物品は国立水俣病総合研究センター管理研究棟 B1F の環境省担当官の指示する場所に設置すること。
  - (1-2)本研究センターが用意した一次側設備以外に必要な電源設備があれば供給者において用意すること。
  - (1-3)搬入・据付及び調整については、本研究センターの業務に支障をきたさないよう、本研究センターの職員と協議の上その指示によること。
  - (1-4)設置工事は納期・工事期間のスケジュールを国立水俣病総合研究センター職員および設置先の水俣市立総合医療センター職員と事前に打合せをし、そのスケジュールに従い完了すること。
  - (1-5)本調達機器の設置に関し機器の搬入、据付、機器調整の作業は本調達に含まれる。
  - (1-6)納入期限については平成29年3月28日までとする。
  
- (2)保守・障害支援体制等に関しては以下の要件を満たすこと。
  - (2-1)装置の運用を円滑に実現するための技術的サポートを行うこと。
  - (2-2)通常の使用で発生した故障の修理及び定期的保守点検を実施できる体制であること。
  - (2-3)納入後1年間は、通常の使用により故障した場合の無償保証に応じること。
  - (2-4)検収から1年間は無償にてソフトウェアのバージョンアップを随時行うこと。
  - (2-5)定期的に交換する必要がある部品で、サービス契約の無償交換範囲に含まれないものがあれば、部品リストを提出すること。
  - (2-6)納入後1年間は、通常の使用により故障した場合の無償修理に応じること。
  - (2-7)障害時において復旧のため通報を受けてから2日以内に対応ができる体制であること。
  
- (3)取扱説明書に関しては、以下の要件を満たすこと。
  - (3-1)説明書・マニュアル等は、各装置につき日本語版及び英語版の両方を冊子並びに電子ファイル(PDFあるいはHTML)で各1部提供すること。
  
- (4)教育訓練に関しては、以下の要件を満たすこと。
  - (4-1)設置装置の取扱につき導入時必要な教育訓練を本センターが指定する日時、場所で本センター職員に対し行うこと。

## 1. 2技術的要件の概要

- (1) 本調達物品に係る性能、機能及び技術等(以下「性能等」という。)の要求要件(以下「技術的要件」という。)は「Ⅱ調達物品に備えるべき技術的要件」に示されておりである。
- (2) 技術的要件は全て本研究センターの必須とする要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は本研究センターが必要とする最低条件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 仕様書に示す技術的要件等の仕様を満たすことを証明する提案書(仕様書に示す項目に関する入札機器の性能等を数値又は具体的な表現で記載すること。)を提出すること。カタログ等が存在する場合には併せて提出すること。
- (5) 提出された提案書等が本研究センターの交付する仕様書に示す事項(規格・構成及び性能諸元等)に適合しているかを本研究センター担当研究者が入札機器に係る技術的仕様書その他の入札説明書で求める機器資料の内容を審査して行う。

## 1. 3提案に関する留意事項

- (1) 提案書の作成にあたっては、本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的に、かつわかり易く、記載すること。従って、本仕様書の技術的要件に対して、単に「可能」、「有する」といった回答の提案書であるため、評価困難であると判断した場合は技術的要件を満たしていない資料とみなし、不合格とするので十分留意して作成すること。
- (2) 提出資料等に関する照会先を明記すること。

## II 調達物品に備えるべき技術的要件

### (性能・機能に関する要件)

水銀安定同位体比測定対応高分解能マルチコレクタ質量分析装置として以下の機能を有すること。

#### (1) 高分解能マルチコレクタ ICP 質量分析計

- (1-1) 質量/電荷比が 4～310 の範囲のイオンを測定できる機能を有すること。
- (1-2) グランド電位の大気圧 ICP イオン源を備えていること。
- (1-3) コンピュータで制御可能な三軸制御トーチを備えていること。
- (1-4) コンピュータで制御可能なアルゴンガス流量調整用マスフローコントローラーを備えていること。
- (1-5) 10kV の加速電圧を与える機能を有すること。
- (1-6) ニアー・ジョンソン型二重収束分析系を備えていること。
- (1-7) 90° 扇型磁場分析系を備えていること。
- (1-8) イオンビームの収束・拡散制御が可能なズーム機構を有すること。
- (1-9) イオンビームの相対透過率として 10%から 100%の範囲における段階的な分解能調整機能を有すること。
- (1-10) 質量/電荷比が 196、198、199、200、201、202、203、204、205 のイオン全てを同時に検出できる機能を有すること。
- (1-11) ファラデーコレクター
  - (1-11-1) 中央配置位置固定式のファラデーコレクターを備えていること。
  - (1-11-2) 個別位置可変式のファラデーコレクタ 8 基以上を備えていること。
- (1-12) イオンカウンティング装置
  - (1-12-1) 位置固定式イオンカウンティング装置を備えていること。
  - (1-12-2) イオンカウンティング効率として 93%以上を有すること。
- (1-13) 検出器アンプ
  - (1-13-1) アンプスロット 10 基以上を備えていること。
  - (1-13-2)  $10^{11} \Omega$  抵抗装備アンプ 8 基以上と  $10^{12} \Omega$  抵抗装備アンプ 2 基以上をそれぞれ備えていること。
  - (1-13-3) ファラデー検出器とアンプが任意で接続可能な機能を有すること。
- (1-14) 冷却水循環装置は質量分析計本体とは別室に配置可能であること(別紙 1 を参照)。

#### (2) インターフェースパッケージ

- (2-1) ドライインターフェースポンプは  $N_2$  ガス換算で排気量 130  $m^3/h$  以上の性能を有すること。

- (2-2) ニッケル製のスキマーコーン 1 台を有すること。
- (2-3) ニッケル製のサンプルコーン 1 台を有すること。
- (2-4) 脱溶媒試料導入システム
  - (2-4-1) アルゴンガス用及び窒素ガス用のフローコントローラーを内蔵していること。
  - (2-4-2) アルゴンガス流量を 0～7 L/min の範囲で調整可能な機能を有すること。
  - (2-4-3) 窒素ガス流量を 0～100 mL/min の範囲で調整可能な機能を有すること。
  - (2-4-4) 脱溶媒部温度を調整可能で、160℃まで昇温できる機能を有すること。

### (3) 還元気化試料導入装置

- (3-1) 試料溶液と塩化第一スズ溶液をオンラインで混合可能な機能を有すること。
- (3-2) 装置内で発生した原子状水銀を効率的にガス態に変換する機能を有すること。
- (3-3) インターフェースパッケージ近傍に設置可能な形状を有すること。

### (4) クリーンベンチ

- (4-1) 脱溶媒試料導入システム、還元気化試料導入装置、オートサンプラーの全てをカバーできる形状であること。
- (4-2) 内側に金属部品が露出しない構造であること。
- (4-3) 清浄な空気を随時供給できる機能を有すること。
- (4-4) 装置内を陽圧に保ち、微細な粉塵の侵入を防ぐ機能を有すること。

### (5) オートサンプラー

- (5-1) 溶液試料 1～10 mL の導入に対応可能であること。
- (5-2) 試料バイアル 80 本以上が配置可能であること。
- (5-3) 還元気化試料導入装置近傍に設置可能な形状を有すること。

### (6) 制御解析装置

- (6-1) プロセッサは Intel Core i5 2.7GHz(相当品)以上であること。
- (6-2) 主記憶容量は 2 GB RAM 以上であること。
- (6-3) ハードディスクは 1 TB 以上であること。
- (6-4) オペレーティングシステムは Windows 7(相当品)以上であること。
- (6-5) 外部記憶装置は DVD-RW ドライブ以上を内蔵していること。
- (6-6) モニターは 19 インチ以上のカラーLCD モニターであること。

- (6-7) プリンターはカラーレーザープリンタを装備していること。
- (6-8) 機器の設定ソフトは使用するマルチコレクタ質量分析計およびオートサン  
プラーを制御できる機能を有すること。